

## 事業主の皆様へ

# 従業員の個人住民税は 特別徴収で納めましょう！



和泉市イメージキャラクター  
コダイくん・ロマンちゃん

### 個人住民税の特別徴収とは？

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）の方が、従業員（給与所得者）に毎月支払う給与から、あらかじめ個人住民税を差し引いて徴収し、納税義務者である従業員に代わって、各市町村に納入していただく制度です。

### 個人住民税の特別徴収義務者とは？

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、原則として個人住民税の特別徴収義務者として指定されており、所得税と同様に従業員の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

### 特別徴収による納税のしくみ



各市町村は、毎年1月末までに事業主の方から提出された給与支払報告書などをもとに個人住民税を計算し、毎年5月末までに事業主の方へ1年分の税額を通知します。  
事業主の方は、通知された税額を月々の給与から差し引いて徴収し、翌月の10日までに各市町村に納入していただきます。

■ 従業員の皆様にとって大変便利な制度です。 ■ [裏面もご覧ください](#)